

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令要綱

第一 特許法等関係手数料令の一部改正

- 一 特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、手続期間の徒過により消滅した特許権等について手続を続行する者が納付すべき手数料の額を定めること。（本則関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行すること。

（附則関係）